

## 権利変換の処分の公告

本組合の施行地区内において、平成 29 年 12 月 25 日付け 29 豊まち第 137 号により豊橋市長の認可を受けた権利変換計画については、都市再開発法第 72 条第 4 項の政令で定める軽微な変更を行なったので、同法第 86 条の規定により、下記のとおり権利変換の処分を公告する。

### 記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

東三河都市計画 豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

3. 事務所の所在地

豊橋市駅前大通二丁目 33 番 1

4. 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

豊橋市駅前大通二丁目地内

5. 権利変換計画の認可を受けた年月日

平成 29 年 12 月 25 日

6. 都市再開発法施行令第 25 条第 4 号に掲げる軽微な変更をした年月日

令和元年 6 月 28 日

令和元年 6 月 28 日

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

理事長 石 黒 功